

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月17日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年2月17日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方

東京都千代田区外神田3丁目1番16号
ダイドーリミテッドビル7階
株式会社アシスト
代表取締役 木下 崇

2 事故の概要

令和3年12月28日午前11時35分頃、職員が庁用車の給油及び洗車のため折立478-5有限会社松屋商店ガソリンスタンドに行った際、停車していた相手方所有車の右側後部に接触し当該車両を破損させたもの。

3 損害賠償の額 金157,685円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金157,685円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。